

開館時間

- ・ 9時～21時（午前9時～午後9時）

貸し出し不可時間

- ・ 毎週月曜日の夜間（ただし、祝日が重なる時は、その翌日）
- ・ 年末年始（12月29日～1月4日）

申込期間

- ・ ご利用日の3か月前から3日前まで。
なお、電話や口頭でのお申込みはお受けできません。

利用許可と料金

- ・ 蔵の街観光館に申請書を提出してください。
- ・ 申請と同時に規定の料金をお支払いいただき、領収書兼利用許可書を発行いたします。
（利用日当日は、利用許可書をお持ちください。）
- ・ 設備・備品の使用については、使用申請書にご記入いただき申請してください。

利用権の譲渡の禁止

- ・ 利用を許可された方は、その権利を譲渡・転貸したり、施設を目的以外に利用することはできません。

利用期間

- ・ 次の期間を超えて利用することはできません。
最大5日間。

利用時間

- ・ 申請した時間を超えて利用することはできません。
- ・ 準備や片付けについても利用申請した時間内に行ってください。

特別な設備

- ・ 特別な設備をしたり、既存の設備を変更する必要がある場合は、事前に申し出て許可を受けてください。
- ・ お申し出なく器具・機材をお持ち込みになった場合、利用をお断りする場合があります。
（その際の利用料金返金はいたしません。）

利用料の還付

既納の利用料は還付できません。但し次の各号のいずれかに該当する場合は、還付することができます。

- (1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が使用の1日前に取り消し、または変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、観光協会が特別の理由があると認めたとき。

利用時間などの厳守と入場者の整理

- ・ 許可を受けた利用時間帯には、準備・後片付け・関係者の入退場の時間がすべて含まれています。
- ・ 会場の収容人数を厳守してください。
- ・ 会場内外の秩序を保つために必要な責任者及び整理員(駐車場含む)を置いてください。

職員の立ち入り

- ・ 施設の管理上必要があると認めたときは、利用中に立ち入らせていただくことがありますのでご了承ください。

販売行為の禁止

- ・ 特に認めた場合を除き、施設内外での販売行為は禁止いたします。

関係官庁への届け出

- ・ 催しもの変更により届け出を必要とする場合は、すみやかに関係各官公所へ届出をしてください。

原状回復

- ・ 利用終了後、備品など所定の位置に戻してください。
- ・ 備品・設備を棄損または汚損した時は、職員に届けてください。

その他

- ・ 所定の場所以外には物を置いたり利用したり出来ません。
- ・ 騒音または大声を発するなど、他の人の迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ・ 指定の場所以外での飲食・喫煙をしないでください。
- ・ 承認を受けないで、広告類の掲示・物品の展示・チラシの配布をしないでください。
- ・ なお、注意事項が守られない場合は、利用取り消し・停止・または制限することがあります。